

名城大学の海外渡航プログラム等に参加される皆様へ

海外で安心・充実した生活を送るために・・・

2019年度用

【名城大学海外渡航プログラム専用】 海外旅行保険

本保険は、名城大学からの派遣学生・教職員のために
専用にカスタマイズされた補償内容となっております。
また、学校法人名城大学のスケールメリットを活かした
包括割引と、過去の損害率による割引を適用しております。

学生用の割引率

37% 割引適用



本保険の対象者

名城大学が主催する海外研修等、
もしくは、名城大学が認めた海外研修等に参加する学生、教職員

※上記、海外渡航を行う学生・教職員には、本保険への加入を義務付けています。

本資料は、出発日が2019年4月1日～2020年3月31日となる海外渡航用です。

保険の概要

保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.3～5をご確認ください。

ご自身のケガや病気に関する補償

保険期間31日まで・保険期間31日超 共通

治療・救援費用保険金

ケガ

留学先でのケガが原因で治療が必要になった場合



病気

留学先での病気が原因で治療が必要になった場合



救援費用

ケガや病気で継続して3日以上入院。家族に駆けつけてもらうことになった場合



傷害死亡保険金 疾病死亡保険金

留学先でのケガや病気が原因で亡くなった場合



傷害後遺障害

留学先でのケガが原因で後遺障害が生じた場合



保険期間31日まで

応急治療・救援費用

留学開始前から治療を受けていた病気が、留学中に急激に悪化して治療を受けた場合



持ち物に関する補償

保険期間31日まで・保険期間31日超 共通

携行品損害保険金

- 携行品が盗難にあい盗まれたものが出てこなかった場合
- 留学先で持ち物が損害を受けた場合

(注1) 携行品 (パスポートを含みます。)の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)による損害については保険金をお支払いできません。

(注2) 携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)がお支払いの限度となります。



他人にケガ等をさせたときの補償

保険期間31日まで

賠償責任保険金

保険期間31日超

留学生賠償責任保険金

- 人にケガをさせてしまった場合
- 宿泊先の部屋を水浸しにしてしまった場合
- 他人の物を壊してしまった場合



その他の費用に関する補償

保険期間31日まで・保険期間31日超 共通

航空機寄託手荷物保険金

航空会社に預けた手荷物が到着しなかった場合



航空機遅延保険金

搭乗する予定の航空機に大幅な遅延が発生し急な費用が生じた場合



保険金額と保険料 (学生用の適用割引率▲37%)

保険期間31日まで

保険金額	傷害死亡	3,000万円
	傷害後遺障害	3,000万円
	治療・救援費用	無制限
	疾病死亡	1,000万円
	携行品損害	10万円
	航空機寄託手荷物	10万円
	航空機遅延	2万円
	賠償責任	1億円
	追加セット	
応急治療・救援費用	300万円	

保険期間31日超

保険金額	傷害死亡	3,000万円
	傷害後遺障害	3,000万円
	治療・救援費用	無制限
	疾病死亡	1,000万円
	留学生生活用動産	40万円
	航空機寄託手荷物	10万円
	航空機遅延	2万円
	留学生賠償責任	1億円

		通常タイプ	応急治療セット有
保険料	保険期間 1日まで	1,950円	2,100円
	2日まで	2,470円	2,690円
	3日まで	2,880円	3,180円
	4日まで	3,240円	3,590円
	5日まで	3,670円	4,090円
	6日まで	4,160円	4,640円
	7日まで	4,490円	5,030円
	8日まで	4,820円	5,420円
	9日まで	5,130円	5,770円
	10日まで	5,440円	6,130円
	11日まで	5,750円	6,490円
	12日まで	6,080円	6,870円
	13日まで	6,390円	7,230円
	14日まで	6,730円	7,620円
	15日まで	6,970円	7,900円
	17日まで	7,360円	8,350円
	19日まで	7,980円	9,070円
	21日まで	8,560円	9,740円
	23日まで	8,960円	10,240円
	25日まで	9,330円	10,710円
27日まで	9,560円	11,050円	
29日まで	9,870円	11,530円	
31日まで	10,090円	11,810円	

保険料	保険期間 34日まで	13,010円
	39日まで	14,940円
	46日まで	17,510円
	53日まで	20,560円
	2か月まで	23,950円
	3か月まで	32,630円
	4か月まで	45,480円
	5か月まで	57,930円
	6か月まで	70,200円
	7か月まで	82,650円
	8か月まで	95,100円
	9か月まで	107,840円
	10か月まで	120,410円
11か月まで	132,550円	
1年まで	145,130円	

< 応急治療・救援費用のセットについて >

- 保険期間が31日までのご契約には、応急治療・救援費用を補償する特約をセットできます。
- 保険期間が31日超のご契約には、応急治療・救援費用を補償する特約のご用意はございません。

大学にて費用負担をしている補償

弔慰見舞金保険		
保険金額	傷害死亡	1,200万円
	傷害後遺障害	1,200万円

● 名城大学では、学生自身で保険料を負担する海外旅行保険以外にも、左記補償内容の弔慰見舞金保険に加入しています。

● 本保険は、名城大学が契約者・保険料負担者となり、学生を被保険者とするものです。学生に万一の事態が発生した際には、学生自身が加入する海外旅行保険に加えて、この保険からも保険金が支払われます。

補償内容のご説明(保険金をお支払いする主な場合・保険金のお支払額・保険金をお支払しない主な場合)

保険期間「31日まで」「31日超」共通の補償

※ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払額	保険金をお支払しない主な場合
傷害死亡保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりたまたに死亡された場合を含みます。)	傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。 ※同一のケガにより、既に支払われた傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払します。	たとえば、 ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象*1 ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
傷害後遺障害保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。	(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%~100% ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。	⑨ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ(特別危険担保特約をセッとし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。) *1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセッされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
治療・救済費用保険金	●治療費用部分 ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合。 ②海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合*2。 ③海外旅行中に感染した特定の感染症*3*4により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。 ●救済費用部分 ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりたまたに死亡された場合を含みます。) ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上*5続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。) ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合。 ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。 ⑤乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合。等 *5午前0時をまたぐ場合は2日と数えます。	●治療費用部分 下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の①~③、⑥、⑦については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。) ※日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ①医師、病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設客室料等を含みます。) ②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費。 ③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ)。 ④入院のために必要になったa.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気については、aについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額を負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用。 ●救済費用部分 ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*6の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額。 ①捜索救助費用。 ②救済者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救済者3名分まで)。 ③救済者の宿泊施設の客室料(救済者3名分かつ救済者1名につき14日分まで)。 ④救済者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計で20万円まで)。 ⑤現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑥遺体処理費用(100万円まで)。	上記①~④、⑥に加え、たとえば ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気の治療費用 ・歯科疾病 ・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ・海外旅行開始前に発病した病気 ・むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ等(特別危険担保特約をセッとし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。) ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病(特別危険担保特約をセッとし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります。)
※治療費用部分・救済費用部分共通のご注意 お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救済費用保険金額が限度となります。また、次のa. b. の費用がお支払いの対象となり、c. はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用。 b. 海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用。 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分。			
疾病死亡保険金	①海外旅行中に発病して死亡された場合。 ②海外旅行開始後に発病した病気*2により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。 ③海外旅行中に感染した特定の感染症*3*9により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。	疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。	上記①~④、⑥に加え、たとえば、 ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気 ・歯科疾病 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ等(特別危険担保特約をセッとし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)

*2 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りず。
*3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症をいいます。
*4 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。
*5 6親等内の血族、配偶者*7または3親等内の姻族をいいます。
*6 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りず。)
①婚姻意思*8を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること
*7 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます(婚姻とは異なります。)
*8 9 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>保険期間31日まで</p> <p>疾病に関する 応急治療・救護費用 担保特約に係る 治療・救護費用保険金</p>	<p>●治療費用部分 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病氣(妊娠、出産、早産または流産に起因する病氣および歯科疾病は含みません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化により医師の治療を受けられた場合</p> <p>●救護費用部分 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病氣(妊娠、出産、早産または流産に起因する病氣および歯科疾病は含みません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化により3日以上(午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。)続けて入院された場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※症状の急激な悪化とは 海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。 ※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご確認ください。 ※保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救護費用部分合計で300万円限度となります。ただし、治療・救護費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救護費用保険金額を限度とします。 ※海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限り、また、住居(保険の対象となる方が入院した最終目的の病院または診療所を含みます。)等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。</p> </div>	<p>●治療費用部分 実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病氣の発病に対して通常負担する費用に相当する金額</p> <p>●救護費用部分 ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*3の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病氣の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額 たとえば 救護者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救護者3名分まで) 救護者の宿泊施設の客室料(救護者3名分かつ救護者1名につき14日分まで)</p>	<p>たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外旅行終了後に治療を開始した場合 治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合 海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。) 海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用 たとえば ・透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用 に關する費用 ・インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に關する費用 ・温泉療法、熱氣浴等の理学的療法の費用 ・あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ・運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 ・臓器移植等およびそれと同様の手術等に關する費用 ・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に關する費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に關する費用 ・毛髪移植、美容上の形成手術等に關する費用 ・不妊治療その他妊娠促進管理に關する費用
<p>保険期間31日まで</p> <p>携行品損害保険金</p>	<p>海外旅行中に携行品*10が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合。</p> <p>*10 携行品とは？ 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品*11をいいます。現金・小切手・クレジットカード・プライベートカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内)にある間および別送品は含まれません。 *11 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。</p> <p>※ 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。</p>	<p>(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額*12。 ※乗車券等は合計で5万円を限度とします。 ※旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。 ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p>*12損害額とは？ 損害が生じた携行品の時価額*13をいいます。修繕可能な場合は修繕費と時価額*13のいずれか低い方をいいます。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地に負担した場合に限り)を、交通費、宿泊費も含みます。)、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。 *13 時価額とは？ 再取得価額*14から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。 *14 再取得価額とは？ 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。</p>	<p>前記①～④に加え、たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> 無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食 <p>携行品の置き忘れまたは紛失*15 ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中に生じたその運動用具の損害 ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊はお支払いの対象となります。)</p> <p>*15置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>
<p>保険期間31日超</p> <p>留学生生活用動産 損害保険金</p>	<p>海外旅行中に生活用動産*24が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合。</p> <p>*24 生活用動産とは？ 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りたカメラ、カバン、衣類等の携行品(この旅行の有無に限らず業務の目的で借りているものを除きます)または保険の対象となる方の宿泊・居住施設に保管中の物をいいます。ただし、現金・小切手・クレジットカード・プライベートカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具等および別荘品は含みません。</p> <p>※ 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。</p>	<p>(携行品または宿泊・居住施設保管中の物1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額*12。 ※乗車券等は合計で5万円を限度とします。 ※旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。 ※お支払いする保険金は、同一保険年度内を通じて留学生生活用動産損害保険金額が限度となります。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p>*12損害額とは？ 損害が生じた携行品の時価額*13をいいます。修繕可能な場合は修繕費と時価額*13のいずれか低い方をいいます。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地に負担した場合に限り)を、交通費、宿泊費も含みます。)、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。 *13 時価額とは？ 再取得価額*14から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。 *14 再取得価額とは？ 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。</p>	<p>前記①～④に加え、たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> 無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食 <p>携行品の置き忘れまたは紛失*15 ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中に生じたその運動用具の損害 ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊はお支払いの対象となります。) ・ガラス器具、陶磁器、美術・骨製品の損壊(火災、落雷、爆発や台風、豪雨等の風水災または盗難等による損害はお支払の対象となります) ・温度変化・湿度変化によって生じた損害、管路類に生じた損害、液体の流出</p> <p>*15置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>保険期間31日まで</p> <p>賠償責任保険金</p>	<p>海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人のものに損害*16を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合。</p> <p>*16 次に掲げる損害を含みます。 ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害 ・居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害 ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。 ・レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害</p>	<p>損害賠償金の額。 ※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※ 保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。</p>	<p>前記③④に加え、たとえば、 ・ご契約者または保険の対象となる方の故意・職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任 ・所有・使用・管理する財物の損壊について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任 ・航空機、船舶*17、車両*18、銃器(空気銃を除きます。)の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ・親族*6に対する賠償責任 *17 ヌット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 *18 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスキーモービル等はお支払いの対象となります。</p>
<p>保険期間31日超</p> <p>留学生賠償責任保険金</p>	<p>海外旅行中に日常生活に起因する事故、または住宅*19所有、使用または管理に起因する事故で他人にケガをさせたり、他人の物*20に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合。</p> <p>*19 住宅とは? 保険の対象となる方の留学または旅行のための宿泊施設もしくは居住施設をいいます。 *20 レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室・宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)、居住施設(部屋内の動産を含みます。)に与えた損害*21を含みます。 *21 居住施設の損害のうち、次の損害については、火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより与えた損害のみお支払いの対象となります。 ・建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合の部屋(部屋内の動産を含みます。)の損害 ・部屋以外の損害</p> <p>※ 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。ご契約者を通じて、日本にて保険金請求の手続きをお願いします。</p>	<p>損害賠償金の額。 ※1回の事故について、留学生賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※ 保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。</p>	

保険期間「31日まで」「31日超」共通の補償

<p>航空機寄託手荷物保険金*22</p>	<p>航空機への搭乗時に保険の対象となる方が航空会社に運搬を寄託した手荷物が、その航空機が目的地に到着後6時間以内に運搬されなかったために、航空機が目的地に到着してから96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品の購入費の負担を余儀なくされた場合。</p> <p>*22「寄託手荷物遅延等費用保険金」を指します。</p>	<p>実際に支出した費用(負担することを予定していた金額等を除きます。) ※1回の事故について10万円が限度となります。ただし、お支払いできるのは目的地に到着後、96時間以内に目的地において負担した費用に限り、手荷物の到着以降に支払った費用に対してはお支払いできません。 ※ 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。</p>	<p>前記①~④に加え、たとえばJ05- ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反 ・保険金受取人の法令違反 地震、噴火またはこれらによる津波</p>
<p>航空機遅延保険金*23</p>	<p>①出発地から搭乗する予定であった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できなかった場合。 ②搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できなかった場合。</p> <p>*23「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」を指します。</p>	<p>保険の対象となる方が実際に支出した宿泊施設の客室料、食事代、交通費、国際電話料等通信費、渡航先での各種サービス取消料等のうち社会通念上妥当と認められる金額。 ※1回の事故について2万円を限度とします。 ※ 渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)、左記②の場合は乗継地において負担した費用に限り、 ※ 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。</p>	

※「海外旅行中」とは、保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が、海外旅行(留学)の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

必ずお読みください

ご契約に関するご注意点

◆学研災の関係について：

「現地大学で学籍が発生する」場合については、弔慰見舞金保険に加えて学研災（学生教育研究災害傷害保険の略称）も対象となります。学研災についてのお問合わせ・請求窓口については名城大学の学務センターとなりますので、事故が発生した場合は当該センターまでご報告をお願いいたします。なお、事故情報については、一定期間ごとに、名城大学の学務センターへご提供しますので、ご了承願います。

◆渡航先での運動：

次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。

- ・渡航先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
- ・渡航先で航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を操縦される場合（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。）
- ・渡航先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合

◆渡航先でのお仕事：

次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。

- ・旅行先で危険なお仕事（たとえば、プロボクシング・プロレスリング等）に従事される場合

◆留学先から保険加入を求められている場合について：

留学先によっては、日本の保険会社で加入された海外旅行保険とは別に、現地の医療保険等への加入が義務付けられる場合があります。また、補償の範囲や補償の金額（保険金額）に一定の基準を設けていることがあり、弊社の海外旅行保険ではこの基準を満たさない場合があります。お客様ご自身で基準をご確認頂いたうえで、お申し込みくださいますようお願い申し上げます。

◆補償の重複について：

- ・賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
 - ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認の上で、特約等の要否をご検討ください。*2
- *1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。
*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

◆治療救済費用の補償限度額「無制限」について：

・治療・救済費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救済費用を一生補償するものではありません。また、費用の種類によっては、無制限とは別の限度額等が設けられているものもあります。



充実した海外渡航となりますように、
お気をつけてお出かけください。

◆保険金請求に関する個人情報の提供について
弊社は、保険の対象となる方が本保険の保険金請求をした際、保険金請求書に記載された個人情報を①大学に対して、大学が行う学生サービスや事務管理のために、また、②契約者である学校法人名城大学に対して、照会対応や安全啓発・制度普及活動のために提供いたします。この取扱いに同意しない場合には、個別にご相談ください。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接締結されたものとなります。
このパンフレットは、海外旅行保険の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。

お問い合わせ先

有限会社 名城大学サービス

〒468-8502

名古屋市天白区塩釜口1-501（天白キャンパス内本部棟2F）

TEL 052-837-1511

（平日 9:00~11:20・12:20~17:00）

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

担当：愛知公務金融部

〒460-8541

名古屋市中区丸の内2-20-19 名古屋東京海上日動ビル

TEL 052-201-2046 FAX 052-201-2043